事業番号　2023　－　消費　－　22　－　0009

	令和5年度行政事業レビューシート（　消費者庁　）					
事業名	消費者契約に関する制度の企画立案			**担当部局庁**	消費者庁	**作成責任者**
事業開始年度	平成21年度	**事業終了（予定）年度**	終了予定なし	**担当課室**	消費者制度課	課長　黒木 理恵
会計区分	一般会計					
根拠法令（具体的な条項も記載）	消費者契約法第4条～第10条等			**関係する計画、通知等**	第４期消費者基本計画（令和２年３月31日閣議決定）第５章１.（２） 消費者基本計画工程表、施策番号Ⅰ（２）①ウ	
政策	消費者政策の推進			主要経費	その他の事項経費	
施策	消費生活に関する制度の企画・立案・推進					
政策体系・評価書URL	https://www.caa.go.jp/policies/evaluation/					
事業の目的（5行程度以内）	社会経済情勢の変化を踏まえ、消費者法制の在り方について既存の枠組に捉われない抜本的な見直しの検討やこれに必要な調査等を行い、消費者を取り巻く環境の変化に対応した新たな制度を検討するとともに、現行の消費者契約法の適切な法運用によって、消費者の安全・安心な取引環境を確保する。					
現状・課題（5行程度以内）	【現状】 ・令和４年６月に「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」準備会合を開催し、同年８月から「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」を開催し、幅広い観点からの検討を開始。 ・第208回国会で「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」が成立。改正法施行に伴う政令・府令を整備。 ・「霊感商法等の悪質商法への対策検討会」報告書（令和４年10月）の提言等を踏まえ、第210回国会に「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案」及び「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案」を提出し、両法は令和４年12月に成立。両法の施行に伴う政令・府令を整備。 【課題】 ・デジタル化、高齢化の進展といった消費者を取り巻く環境の変化に対し、第208回国会の消費者契約法等改正時の附帯決議においても、既存の消費者法の枠組みでの対応には限界があり、抜本的な見直しの検討が必要であると示されており、これらの社会的課題に対応するための制度的・政策的対応に向けて引き続き検討が必要。 ・令和４年度には、強い社会的な要請を受け、霊感商法等の悪質商法、不当な寄附勧誘への対応を極めて短期間に行ったところであるが、上記の長期的な検討とともに、引き続き短期的な社会的な要請を受けた短期的な対応も適切に行っていく必要がある。					
事業概要（5行程度以内）	・消費者契約法を始めとする消費者法制の在り方について既存の枠組に捉われない抜本的な見直しの検討やこれに必要な調査等を行う。 ・消費者契約法等の説明会の実施や広報資料の公表等を通じて、消費者契約法の周知・啓発に取り組む。 ・第208回国会の消費者契約法等改正への対応を含む消費者契約法の法運用を行う。					
事業概要URL	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/meeting_materials/review_meeting_004/					
実施方法	直接実施、委託・請負					
補助率等						

予算額・執行額（単位:百万円）**（インプット）**

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
予算の状況	当初予算（A）	15	16	19	38	95
	補正予算（B）	－	－	－	－	
					－	
					－	
					－	
					－	
					－	
	前年度から繰越し（C）	－	－	－	－	－
	翌年度へ繰越し（D）	－	－	－	－	
	予備費等（E）	－	4	－	－	
	計(F) =（A)+（B)+（C)+（D)+（E）	15	20	19	38	95
執行額(G)		14	20	26		
執行率（%） =(G)/(F)		93%	100%	137%		
当初予算＋補正予算に対する執行額の割合（%） =(G)/｛(A)+(B)｝		93%	125%	137%		

令和5・6年度予算内訳（単位：百万円）

歳出予算項・目			令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由（・要望額・予備費）
	（目）	消費者政策調査費	14	78	既存の枠組みにとらわれない消費者法制の抜本的な見直しの検討、調査等及び令和４年度改正を受けた消費者契約法の周知のため、主に消費者政策費を増額している。 その他、諸謝金、委員等旅費等については、合理化を行いつつ、必要な額を要求している。
	（目）	非常勤職員手当	12	12	
	（目）	諸謝金	7	3	
	（目）	委員等旅費	3	1	
	（目）	職員旅費	1	1	
	（目）	情報処理業務庁費	1	1	
		その他		▲ 1	
計（A）			38	95	

活動内容① （アクティビティ）	・消費者契約法を始めとする消費者法制の在り方について既存の枠組に捉われない抜本的な見直しの検討の議論の整理、論点の深堀りを通じ、新たな制度の検討につなげる。 ・上記の検討のため、幅広い分野の有識者へのヒアリングや必要な調査等を実施する。
↓	

活動目標及び活動実績①（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
社会経済情勢の変化を踏まえ、消費者法制の見直しの検討の実施	消費者法制の在り方に関する会議やヒアリング等の実施回数（検討の状況に応じて実施）	活動実績	回	－	－	42	－	－
		当初見込み	回	－	－	－	30	30

↓ **成果目標①-1の設定理由（アウトプットからのつながり）**	既存の枠組みに捉われない消費者法制の見直しの検討のためには、新たな視点の消費者法制度の社会的関心の高まりや学術的な議論の進展も重要であるため。

成果目標及び成果実績①-1（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 － 年度
新たな視点の消費者法制度に関する社会的気運の醸成	消費者契約法等に関する学術研究の数	成果実績	件	－	－	－	－
		目標値	件	－	－	－	－
		達成度	%	－	－	－	－

成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名（出典）/定性的なアウトカムに関する成果実績	今後集計予定。
↓ **成果目標①-2の設定理由（短期アウトカムからのつながり）**	消費者法制の抜本的な見直しについては、現在の議論の状況や社会的な関心・議論を踏まえ、今後、各論点の深堀りやそれぞれの社会的課題への対応の方向性を検討し、最終的には制度的、政策的な対応を行っていくこととしているため。

成果目標及び成果実績①-2（中期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 年度
		成果実績					
		目標値					
		達成度	%	－	－	－	－

成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名（出典）/定性的なアウトカムに関する成果実績	
↓ **成果目標①-3の設定理由（長期アウトカムへのつながり）**	

成果目標及び成果実績①-3（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 － 年度
消費者法制について、社会経済情勢の変化に応じた見直しを行い、社会的課題に対し、制度的、政策的な対応を行い、消費者被害の防止、被害の回復が図られる社会を実現する。	－	成果実績	－	－	－	－	－
		目標値	－	－	－	－	－
		達成度	%	－	－	－	－

成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名（出典）/定性的なアウトカムに関する成果実績	・令和４年６月に「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」 準備会合を開催し、同年８月から「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」を開催し、幅広い観点からの検討を開始し、検討に必要なヒアリングや調査等を実施。 ・「霊感商法等の悪質商法への対策検討会」報告書（令和４年10月）の提言等を踏まえ、第210回国会に「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案」及び「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案」を提出し、両法は令和４年12月に成立。
アウトカム設定についての説明	アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由
	本事業は、将来的には社会的課題への制度的・政策的な対応を行うことを予定しているところ、定量的な成果指標の設定は困難であるため。
	アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由

活動内容② （アクティビティ）	・消費者契約法等の周知・広報を通じ認知度を向上させ、消費者被害の予防や救済を促進する。 ・霊感商法等の悪質商法や不当な寄附勧誘の被害未然防止、被害救済を図る。 ・第208回国会の消費者契約法等改正を踏まえ、消費者契約法の適切な運用を行う。
↓	

活動目標及び活動実績② （アウトプット）	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
	消費者契約法の適切な法運用、及び消費者等への消費者契約法等の周知・啓発	周知・啓発媒体のアクセス数	活動実績	アクセス数	313,585	295,224	345,622	－	－
			当初見込み	アクセス数	－	－	－	400,000	400,000

↓ **成果目標②-1の設定理由（アウトプットからのつながり）**	消費者契約法の適切な法運用、及び消費者、事業者等に対しての消費者契約法等の周知・啓発により、消費者契約法等に関する認知度向上につながるため。

成果目標及び成果実績②-1 （短期アウトカム）	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 6 年度
	消費者契約法等の認知度向上	消費者契約法の認知度	成果実績	%	45	35	37	－
			目標値	%	40	40	40	50
			達成度	%	112.5	87.5	92.5	－

成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名（出典）/定性的なアウトカムに関する成果実績	・令和3年度：消費者庁「消費者意識基本調査」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/research_report/survey_002/ ・令和4年度：消費者庁「消費生活意識調査」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/research_report/survey_003/ ※令和2年度は、令和3、4年度と標本数が異なるため、参考値の扱い。
↓ **成果目標②-2の設定理由（短期アウトカムからのつながり）**	消費者契約法の適切な法運用、及び消費者契約法等の認知度向上により、事業者の意識向上や消費者リテラシーの向上が図られ、消費者にとって安全、安心な社会が実現されるため。

成果目標及び成果実績②-2 （中期アウトカム）	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 年度
			成果実績					
			目標値					
			達成度	%	－	－	－	－

成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名（出典）/定性的なアウトカムに関する成果実績	
↓ **成果目標②-3の設定理由（長期アウトカムへのつながり）**	

成果目標及び成果実績②-3 （長期アウトカム）	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 年度
	消費者契約法等の活用を通じ、消費者にとって安全、安心な社会を実現。		成果実績					
			目標値					
			達成度	%	－	－	－	－

成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名（出典）/定性的なアウトカムに関する成果実績	事業者の意識向上や、消費者のリテラシー向上により、消費者にとって安全、安心な社会を実現する。
アウトカム設定についての説明	アクティビティ②について定性的なアウトカムを設定している理由
	消費者契約法は民事ルールであることから、契約の取消しや不当条項の無効といった活用実績を網羅的に把握することができず、また、事業者の意識向上や消費者のリテラシー向上には予防効果もあることから、定量的な成果目標を設定ことが困難であるため。
	アクティビティ②についてアウトカムが複数設定できない理由

事業に関連するKPIが定められている閣議決定等	名称	消費者基本計画工程表
	URL	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/basic_plan/
	該当箇所	施策番号Ⅰ（2）①

事業所管部局による点検・改善

点検結果	アクティビティ①については、各種会合や個別のヒアリングを1年の間に効率的に多数実施し、高齢化やデジタル化といった社会的課題の各論点について様々なアイデアを収集することができ、新たな制度の検討につながることが期待されることから、有効かつ効率的な施策といえる。 アクティビティ②については、第208回国会の消費者契約法等の改正に伴う制度整備や適切な運用に加え、消費者契約法等の説明会や広報資料の公表等による消費者契約法等の周知・啓発活動の実施により、認知度の一定の向上が図られたことから、制度のより一層の活用促進につながることが期待され、有効かつ効率的な施策といえる。	**目標年度における効果測定に関する評価（令和7年度実施）**
改善の方向性	アクティビティ①については「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」の議論を踏まえ各論点の更なる深堀りを行っていくところ、検討の状況に応じて対応の方向性を検討していく。 アクティビティ②については、これまでの成果を踏まえ、より一層の効果的な周知・啓発の方法を検討し、実施していく。	

外部有識者の所見

行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見

現状通り	引き続き、効率的な事業の執行に努めること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状通り	所見を踏まえ、効率的な事業の執行に努めてまいりたい。

過去に受けた指摘事項と対応状況	**公開プロセス・秋の年次公開検証（秋のレビュー）における取りまとめ**
	上記への対応状況
	その他の指摘事項
	上記への対応状況

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成23年度	0009～0011				
平成24年度	0004				
平成25年度	0004				
平成26年度	0005				
平成27年度	0005				
平成28年度	0005				
平成29年度	0005				
平成30年度	0005				
令和元年度	消費者庁	－			0006
令和2年度	消費者庁				0007
令和3年度	2021	消費	20	0007	
令和4年度	2022	消費	21	0007	

資金の流れ
（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）
（単位：百万円）

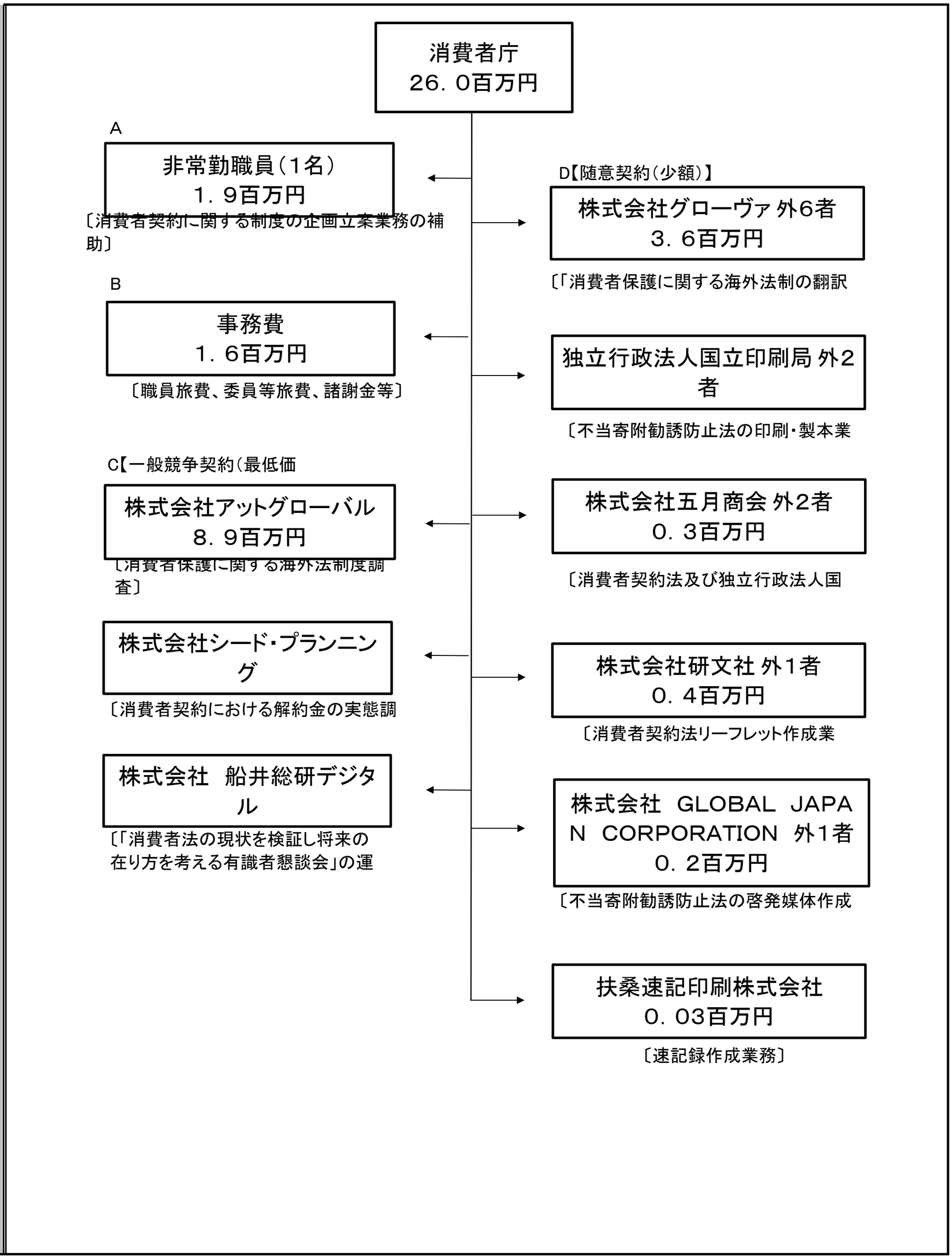

費目・使途
（「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）

A.

費　目	使　途	金　額（百万円）
非常勤職員手当	政策調査員（俸給・通勤手当）	1.8
計		1.8

B.

費　目	使　途	金　額（百万円）
諸謝金	有識者懇談会出席謝金等	1.4
計		1.4

C.

費　目	使　途	金　額（百万円）
消費者政策調査費	消費者保護に関する海外法制度調査	8.9
消費者政策調査費	消費者契約における解約金の実態調査	6.3
消費者政策調査費	「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」の運営支援業務	1.7
計		16.9

D.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		

E.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		

F.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		

G.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		

H.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載　チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支　出　先	法　人　番　号	業　務　概　要	支　出　額 （百万円）	契約方式等	入札者数 （応募者数）	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 （支出額10億円以上）
1	政策調査員		消費者契約に関する制度の企画立案業務の補助	1.9	その他	－	－	－
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 （百万円）	契約方式等	入札者数 （応募者数）	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 （支出額10億円以上）
1	消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会委員等		有識者懇談会出席者金等	1.4	その他	－	－	－
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

C

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 （百万円）	契約方式等	入札者数 （応募者数）	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 （支出額10億円以上）
1	株式会社アットグローバル	3010501025764	消費者保護に関する海外法制度調査	8.9	一般競争契約 （最低価格）	1	100%	－
2	株式会社シード・プランニング	9010001144299	消費者契約における解約金の実態調査	6.6	一般競争契約 （最低価格）	2	55%	－
3	株式会社　船井総研デジタル	4120001180783	「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」の運営支援業務	1.7	一般競争契約 （最低価格）	6	25%	－
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

D

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 （百万円）	契約方式等	入札者数 （応募者数）	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 （支出額10億円以上）
1	株式会社グローヴァ	4010001088658	「消費者保護に関する海外法制の翻訳業務	0.8	随意契約（少額）	－	－	－
2	株式会社グローヴァ	4010001088658	「消費者保護に関する海外法制の翻訳業務	0.8	随意契約（少額）	－	－	－
3	ヒューマンコム株式会社	1011101018169	「消費者保護に関する海外法制の翻訳業務	0.7	随意契約（少額）	－	－	－
4	株式会社イデア・インスティテュート	3011001002287	「消費者保護に関する海外法制の翻訳業務	0.6	随意契約（少額）	－	－	－
5	株式会社グローヴァ	4010001088658	「消費者保護に関する海外法制の翻訳業務	0.4	随意契約（少額）	－	－	－
6	株式会社研文社	7010001015460	消費者契約法リーフレット作成業務	0.3	随意契約（少額）	－	－	－
7	株式会社グローヴァ	4010001088658	「消費者保護に関する海外法制の翻訳業務	0.2	随意契約（少額）	－	－	－
8	独立行政法人　国立印刷局	6010405003434	不当寄附勧誘防止法の印刷・製本業務	0.2	随意契約（少額）	－	－	－
9	株式会社　GLOBAL　JAPAN　CORPORATION		不当寄附勧誘防止法の啓発媒体作成業務	0.2	随意契約（少額）	－	－	－
10	株式会社アライ印刷	6010901000777	不当寄附勧誘防止法の印刷・製本業務	0.2	随意契約（少額）	－	－	－
11	株式会社五月商会	4013301005010	消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法改正法の印刷・製本業務	0.1	随意契約（少額）	－	－	－
12	独立行政法人　国立印刷局	6010405003434	消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法改正法の印刷・製本業務	0.1	随意契約（少額）	－	－	－
13	株式会社研文社	7010001015460	消費者契約法リーフレット印刷・製本業務	0.1	随意契約（少額）	－	－	－
14	ヒューマンコム株式会社	1011101018169	「消費者保護に関する海外法制の翻訳業務	0.1	随意契約（少額）	－	－	－
15	独立行政法人　国立印刷局	6010405003434	不当寄附勧誘防止法の印刷・製本業務	0.1	随意契約（少額）	－	－	－
16	株式会社研文社	7010001015460	不当寄附勧誘防止法の啓発媒体作成業務	0	随意契約（少額）	－	－	－
17	扶桑速記印刷株式会社	9010001027784	速記録作成業務	0	随意契約（少額）	－	－	－
18	独立行政法人　国立印刷局	6010405003434	消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法改正法の印刷・製本業務	0	随意契約（少額）	－	－	－
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								